

食品衛生法検査案件の急増・検査期間の長期化への対応措置について

平成 20 年 10 月 6 日

日本玩具協会

【現状】

平成20年10月1日から食品衛生法改定玩具規制が完全実施されましたが、現在、ST 検査機関（日本文化用品安全試験所、高分子試験・評価センター）において、食品衛生法の検査が集中し、検査期間が長期化しています。（ST 検査単独の案件については、ほぼ通常ペースでの検査がなされています。）

食衛法検査が急増した理由は、指定玩具の拡大、新規規制（塗装、着色料等）の検査、対象年齢の考え方の変更による対象案件の増加、塗装の試験方法が固まるまで申請を見合わせていた案件が一挙に提出されたことなどがあります。

	食品衛生法検査のみ	One Test Two Reports	ST検査のみ	依頼件数
文化用品（東京）	全体で 40 件／日 30営業日 （6週間強） （20件／日）	10営業日以内 （約20件／日）	5営業日以内 （約90件／日）	食衛検査 500 件程度 （未着手 40 件）
高分子（東京）	全体で 20 件／日 6～8週間以内	6～8週間以内	1～3週間以内 （約20件／日）	食衛検査 500 件以上

一方で、食品衛生法の検査は、資格のある登録検査員しか検査ができないなど厳格な管理が求められており、各検査機関で1日の検査数が制限されております。

（文化用品試験所（東京） 40 件／日、高分子センター 20 件／日）

検査機関は、案件の増加を予想して、例えば文化用品試験所は、9月から検査件数を1日20件から40件に増やすなど前もって処理能力を拡充してきていますが、施設・設備・人員面での制約から、両機関ともこれ以上、直ちに処理案件を拡大することは困難な状況にあります。

一方、厚生労働省でも、検査の増加に対応するために、玩具の食衛法検査が可能な登録検査機関をリスト化して紹介していますが、1日の処理件数が僅かしかない検査機関もあり、増加した検査案件を短期間に処理することは、これら機関を動員しても容易ではない状況にあると思われます。

(大手登録検査機関の玩具検査の現状)

	1日の玩具検査の処理件数	現状の納期
食品環境検査協会 東京事業所	10-20件/日	2ヶ月
同 神戸事業所	6-12件/日	1ヶ月半
日本食品分析センター	40件/日	2-3週間
日本食品衛生協会 食品衛生研究所	20件/日	3-4週間
日本海事検定協会 理化学分析センター	(未公表)	約2ヶ月半

現在も、ST 検査機関では申請案件が処理案件を上回っており、検査待ち案件が積み上がる状況にあります。一挙に申請のあった案件の処理などが一段落しますと、状況はかなり落ち着いてくる可能性もありますが、当面、この玩具の需要期への影響をできる限り少なくするために、至急、下記の対応措置を講ずることと致したいと存じます。

【対応措置】

1. 厚生労働省に、国内登録検査機関での玩具検査の拡大を要望する。
2. 今後、海外の(食品衛生法)指定検査機関で食品衛生法の玩具検査を円滑に受けることができるよう、至急、海外の(食品衛生法)指定検査機関の対応能力向上を図ることとする。
(大手玩具メーカーの協力により、海外指定検査機関に対し玩具の食品衛生法検査を指導する。)

(参考) 至急、対応能力の増強を手当する(食品衛生法)海外指定検査機関

香港 SGS(食衛法検査拡大)

タイ・SGS(新規に食衛法検査開始)

(なお、これ以外の海外指定検査機関にあっても、海外の食衛法指定検査機関であれば玩具検査は可能となっている)

3. 3ヶ月(本年一杯)の暫定期間を設け、(国内・海外の)ST 検査機関での検査の迅速化、及び食品衛生法に係る海外指定検査機関の食品衛生法検査への円滑な動員を図ることができるよう、ST 検査について次の対応を行う。

(1)食品衛生法に対応する試験項目については、ST 基準・試験方法によらないで、食衛法の

基準・試験方法によっても良いこととする。

(但し、「塗膜(PVC 塗膜を含む。)の8元素試験」・「3歳未満対象の玩具の DINP 試験」は行うこととする。)

(参考) ST 検査と食品衛生法検査で異なる試験項目・試験方法(抄)

	食衛法検査	ST 検査
着色料の溶出 試験	玩具の種類毎に検査 繊維・紙・木製についての溶出特例	玩具の種類毎・基材の色毎に検査 繊維・紙・木製についての、より厳格な溶出特例
PVC,PE 材質試験	玩具の種類毎に検査	玩具の種類毎・基材の色毎に検査 PVC について上乘せ基準
塗装(PVC 塗膜を含む。)の有害金属溶出試験	鉛、カドミウム、ヒ素の 3元素の検査	8元素の検査 繊維試料採取の上乗せ基準
フタル酸(DINP)試験	6歳未満対象の口に摂することを本質とする玩具	6歳未満対象の口に摂することを本質とする玩具及び3歳未満対象の玩具

(2) 暫定期間内に、国内登録検査機関・海外指定検査機関が実施した食品衛生法検査結果(但し、「塗装(PVC 塗膜を含む。)の8元素」・「3歳未満対象の玩具についての DINP」の検査結果のあるもの)を、対応する検査項目について、ST検査(第三部)の検査結果として受け入れる。

(参考) ST 検査と食品衛生法検査の対応する検査項目

着色料の溶出試験

PVC・PE 材質試験

塗装(PVC 塗膜を含む。)の有害金属溶出試験

PVC 塗装の有害金属溶出・材質試験

金属製アクセサリーの鉛溶出試験

フタル酸試験(DEHP/DINP)

ゴム製おしゃぶり試験